

令和 7 年度川越市地域自立支援協議会

第 1 回全体会 会議資料

令和 7 年 6 月 6 日（金） 1 5 時～
川越市民サービスステーション会議室

川越市地域自立支援協議会委員

委員を依頼する期間：令和 5 年 1 1 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日

No.	選出 区分	氏 名	選出団体名等
1	学 識 経 験 者	タカ ハシ ユキ ヒロ 高 橋 幸 裕	山梨県立大学
2		タネ コ ユキ ナ 種 子 幸 奈	弁護士法人 川越法律事務所
3		ニシ カワ ユウ イチ 西 川 祐 一	一般社団法人 川越市医師会（医師）
4	社 会 福 祉 団 体	ア ベ ヒロ カズ 阿 部 浩 一	社会福祉法人 川越にじの会
5		ウチ ヤマ トモ ヒロ 内 山 智 裕	社会福祉法人 けやきの郷
6		カン ムラ チ ヒロ 樫 村 千 寛	特定非営利活動法人 サポートあおい
7		カネ モト トク オ 金 本 徳 夫	社会福祉法人 親愛会
8		コ バヤシ コウ ジ 小 林 幸 路	社会福祉法人 皆の郷
9		タカ ナシ ミワ コ 高 梨 雅 子	社会福祉法人 川越市社会福祉協議会
10		ハラ キョウ コ 原 恭 子	障害者就業・生活支援センターかわごえ
11		ミズ ミ テツ ヤ 水 見 哲 也	社会福祉法人 ともいき会
12		ヨシ ダ マサ シ 吉 田 将 史	社会福祉法人 ハッピーネット
13		ヤナギ サワ マ リ コ 柳 沢 真理子	一般社団法人 川越市医師会（事務局）
14	障 害 者 団 体	エン ドウ マサ コ 遠 藤 政 子	川越手をつなぐ育成会
15		ノ ザワ ケイ コ 野 沢 桂 子	川越市やまぶき会
16		ミゾ イ ヒロ コ 溝 井 啓 子	チューリップ親の会
17	関 係 行 政 機 関	カン ダ ヨシ ノリ 神 田 純 徳	川越公共職業安定所
18		ヤ ギ ダイ スケ 八 木 大 介	川越市立特別支援学校
19		オオ ルイ ユ カ 大 類 由 佳	埼玉県立川越特別支援学校
20	市	イワ マ ア キ 岩 間 亜 希	川越市保健所保健予防課

* 敬称略・選出区分ごとに 5 0 音順

の変更について

委員を依頼する期間：令和7年4月1日～令和9年3月31日

退任2名

新任2名

変更4名

状態	氏 名				選出団体名等	選出 区分	No.
継続	タカ 高	ハシ 橋	ユキ 幸	ヒロ 裕	山梨県立大学	学識 経 験 者	1
継続	タネ 種	コ 子	ユキ 幸	ナ 奈	弁護士法人 川越法律事務所		2
退任							
継続	ア 阿	ベ 部	ヒロ 浩	カズ 一	社会福祉法人 川越にじの会	社会福祉団 体	3
継続	ウチ 内	ヤマ 山	トモ 智	ヒロ 裕	社会福祉法人 けやきの郷		4
継続	カシ 檜	ムラ 村	チ 千	ヒロ 寛	特定非営利活動法人 サポートあおい		5
継続	カネ 金	モト 本	トク 徳	オ 夫	社会福祉法人 親愛会		6
継続	コ 小	バヤシ 林	コウ 幸	ジ 路	社会福祉法人 皆の郷		7
継続	タカ 高	ナシ 梨	ミワ 雅	コ 子	社会福祉法人 川越市社会福祉協議会		8
継続	ハラ 原	キョウ 恭	コ 子		障害者就業・生活支援センターかわごえ		9
継続	ミズ 水	ミ 見	テツ 哲	ヤ 也	社会福祉法人 ともいき会		10
変更	ユ 湯	ミヤ 宮	カオル 薫		社会福祉法人 ハッピーネット		11
退任							
変更	キ 木	ムラ 村	チエ 智	ミ 美	川越手をつなぐ育成会	障 害 者 団 体	12
継続	ノ 野	ザワ 沢	ケイ 桂	コ 子	川越市やまぶき会		13
継続	ミゾ 溝	イ 井	ヒロ 啓	コ 子	チューリップ親の会		14
新規	ナカ 中	ネ 根	ユウ 祐	キ 紀	特定非営利活動法人サポートあおい（ピアサポーター）		15
継続	カン 神	ダ 田	ヨシ 純	ノリ 徳	川越公共職業安定所	関 係 行 政 機 関	16
変更	タカ 高	ハシ 橋	ユウ 裕	ジ 次	川越市立特別支援学校		17
変更	ハラ 原	ダ 田	ケン 健	タ 汰	埼玉県立川越特別支援学校		18
継続	イワ 岩	マ 間	ア 亜	キ 希	川越市保健所保健予防課	市	19
新規	サ 佐	トウ 藤	ヤ 八	エ コ 重子	川越市児童発達支援センター		20

* 敬称略・選出区分ごとに50音順

川越市地域自立支援協議会 委員名簿

委員を依頼する期間：令和7年4月1日～令和9年3月31日

No.	選出区分	氏名	選出団体名等	備考
1	学識経験者	タカハシ ユキヒロ 高橋 幸裕	山梨県立大学	継続
2		タネコ ユキナ 種 子 幸 奈	弁護士法人 川越法律事務所	継続
3	社会福祉団体	アベ ヒロカズ 阿部 浩一	社会福祉法人 川越にじの会	継続
4		ウチヤマ トモヒロ 内山 智裕	社会福祉法人 けやきの郷	継続
5		カシムラ チヒロ 樫村 千寛	特定非営利活動法人 サポートあおい	継続
6		カネモト トクオ夫 金本 徳夫	社会福祉法人 親愛会	継続
7		コバヤシ コウジ路 小林 幸路	社会福祉法人 皆の郷	継続
8		タカハシ ミヅコ子 高梨 雅子	社会福祉法人 川越市社会福祉協議会	継続
9		ハラキョウ コ子 原 恭子	障害者就業・生活支援センターかわごえ	継続
10		ミズミ テツヤ也 水 見 哲也	社会福祉法人 ともいき会	継続
11		ユミヤ カオル 湯宮 薫	社会福祉法人 ハッピーネット	新規
12	障害者団体	キムラ チエミ美 木村 智美	川越手をつなぐ育成会	新規
13		ノノザ ケイコ子 野沢 桂子	川越市やまぶき会	継続
14		ミヅイ ヒロコ子 溝井 啓子	チューリップ親の会	継続
15		ナカネ ユウキ紀 中 根 祐紀	特定非営利活動法人 サポートあおい（ピアサポーター）	新規
16	関係行政機関	カンダ ヨシノリ徳 神田 純徳	川越公共職業安定所	継続
17		タカハシ ユウジ次 高橋 裕次	川越市立特別支援学校	新規
18		ハラダ ケンタ汰 原 田 健 汰	埼玉県立川越特別支援学校	新規
19	市	イワマ アキ希 岩間 亜希	川越市保健所保健予防課	継続
20		サトウ ヤエコ子 佐藤 八重子	川越市児童発達支援センター	新規

* 「新規」は令和7年4月1日から変更した委員

* 敬称略・選出区分ごとに50音順

相談支援事業等の実施状況について

障害者等相談支援事業(各年度末)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
相談実人数	(人) 927	1,301	953	840	849
相談件数	(件) 8,048	11,780	7,576	7,033	6,643
(相談件数内訳)	訪問	2,907	1,638	1,801	1,433
	来所	712	773	699	774
	同行	994	816	583	612
	電話等	3,290	4,980	2,836	2,614
	支援会議	258	322	190	177
	関係機関	757	1,134	517	663
	その他	551	452	407	370

障害者虐待防止センター(各年度末)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
相談・通報件数	(件) 52	73	34	71	66

計画相談支援(各年度4月1日)

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
支給決定者数	(人) 2,349	2,465	2,659	2,695	2,836
サービス等利用計画等	(件) 1,723	1,788	1,895	1,895	1,987
セルフプラン	(件) 626	677	764	800	849
セルフプラン率	(%) 26.6	27.5	28.7	29.7	29.9

障害児相談支援(各年度4月1日)

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
支給決定児数	(人) 903	1,036	1,163	1,266	1,455
障害児支援利用計画	(件) 254	304	363	344	528
セルフプラン	(件) 649	732	800	922	927
セルフプラン率	(%) 71.9	70.7	68.8	72.8	63.7

川越市地域自立支援協議会 専門部会別名簿（案）

委員を依頼する期間：令和7年4月1日～令和9年3月31日

No.	専門部会	座長	部会長	氏名	選出団体名等	委託相談支援専門員
1	仕事・活動部会			カン ダ ヨシ ノリ 神 田 純 徳	川越公共職業安定所	水沼相談員（きやろっと） 名取相談員（けやき）
2				コ バヤシ コウ ジ 小 林 幸 路	社会福祉法人 皆の郷	
3				タカ ハシ ユウ ジ 高 橋 裕 次	川越市立特別支援学校	
4			○	ハラ キョウ コ子 原 恭 子	障害者就業・生活支援センターかわごえ	
5				ハラ ダ ケン タ 原 田 健 汰	埼玉県立川越特別支援学校	
1	まちづくり部会			ア ベ ヒロ カズ 阿 部 浩 一	社会福祉法人 川越にじの会	山田相談員（のびらか） 茂木相談員（しんあい） 小川相談員（ともいき）
2				ウチ ヤマ トモ ヒロ 内 山 智 裕	社会福祉法人 けやきの郷	
3			○	カネ モト トク オ夫 金 本 徳 夫	社会福祉法人 親愛会	
4				タカ ナシ ミワ コ子 高 梨 雅 子	社会福祉法人 川越市社会福祉協議会	
5				タネ コ子 ユキ ナ奈 種 子 幸 奈	弁護士法人 川越法律事務所	
1	こども部会			キ ムラ チェ ミ美 木 村 智 美	川越手をつなぐ育成会	新津相談員（しんあい） 沼田相談員（ゆめの園）
2				サ トウ ヤ エコ 佐 藤 八重子	川越市児童発達支援センター	
3				ミズ ミ テツ ヤ也 水 見 哲 也	社会福祉法人 ともいき会	
4			○	ミゾ イ ヒロ コ子 溝 井 啓 子	チューリップ親の会	
5				ユ ミヤ カオル 湯 宮 薫	社会福祉法人 ハッピーネット	
1	地域移行部会			イワ マ ア キ希 岩 間 亜 希	川越市保健所 保健予防課	宮田相談員（のびらか） 島野相談員（ともいき）
2				カシ ムラ チ ヒロ寛 檜 村 千 寛	特定非営利活動法人 サポートあおい	
3		○	○	タカ ハシ ユキ ヒロ裕 高 橋 幸 裕	山梨県立大学	
4				ナカ ネ ユウ キ紀 中 根 祐 紀	特定非営利活動法人 サポートあおい （ピアサポーター）	
5				ノ ザワ ケイ コ子 野 沢 桂 子	川越市やまぶき会	

* 敬称略・選出区分ごとに50音順

R7.6.6 差替え

部会名 仕事・活動部会**(1) 就労系事業所との連携強化について**

令和7年度第2回部会において「就労系事業所との情報交換会」を開催予定とする。なお、当該情報交換会は毎年度実施予定とし、テーマ等に応じて参加事業所の調整を図ることとする。

（以下、テーマ等に関する主な意見（案））

就労系事業所との情報交換会（案）	
テーマ「ひとりひとりに合う日中活動」	
(1) 説明・報告	「就労選択支援について」（市）、「教育機関からの実践報告」（学校）
(2) グループワーク	①事業所種別ごとに編成し、ステップアップ支援の課題等を協議 ②事業所種別混合で編成し、引継ぎにおける課題等を協議 ※演習時間を多く取るために、発表は2～3グループに限定する
対象者	就労系事業所（生活介護は除く）、相談支援専門員、教育機関、自立相談支援センター、特例子会社の社員（支援者）
テーマ「横の繋がり強化、多機関連携」	
(1) 説明・報告	「就労選択支援について」（市）、事業説明（就労系事業所）
(2) グループワーク	・他機関との連携についての困難事例を発表（発表者を事前に決める） ・各グループで事例についてアイディアを出し合う（GSVに近い形で） ※アンケートを配布し終了後に回収する
対象者	就労系事業所（就労移行支援、就労継続支援A型・B型、多機能型）、障害者就業・生活支援センターかわごえ、委託相談員
テーマ「今さら聞けない…就労系事業所ってどんなところ？」	
(1) 説明	就労系事業所による事業内容及び対象者等の説明
(2) 事例共有	就労系事業所による活動報告及び対応困難事例等の共有 ※事業所に繋がった利用者の活動状況等の共有を中心に
対象者	就労系事業所、相談支援事業所、障害者就業・生活支援センターかわごえ

(2) 活動に係る個別事例の情報共有等について

個別事例を通して、多様化する活動についての情報共有を図る。また、支援上の課題を抽出し、「就労系事業所との情報交換会」のテーマとの関連性をもって、改善・解消を図っていく。

(3) オブザーバーの参画について

- ・就労系事業所（就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援）
- ・主任相談支援専門員

部会名 まちづくり部会

(1) 相談支援体制の推進に係る協議

相談支援体制の構築に関連する各事業等の一層の推進に当たり、主に以下について状況把握又は検証並びに評価等を実施する。なお、以下に未記載の相談支援体制の構築に関連する事業等については、適宜、議題として調整を図る。

- ・ 地域生活支援拠点の検証及び検討
- ・ 日中サービス支援型共同生活援助の評価
- ・ 相談支援連絡会の実施に関する意見聴取

(2) 障害者虐待事案に関する共有及び検証

障害者虐待に係る対応の強化等を目的として、障害者虐待事案について検証等を実施する。なお、取り扱う事案については、虐待認定事案又は虐待の判断ができなかった（虐待判断未事案）を予定する。

(3) オブザーバーの参画について

- ・ 地域生活支援拠点事業受託事業者
- ・ 障害者虐待防止センター
- ・ 主任相談支援専門員
- ・ 障害者福祉課計画担当

部会名 こども部会

(1) 障害児支援に係る共有及び検証

障害者支援に係る対応の強化等を目的として、支援事例又は不適切な支援事例等について検証等を実施する。

(2) 医療的ケア児の支援に係る協議

医療的ケア児の支援に係るガイドブックの作成にあたり、ワーキングチームの設置を進める。また、医療的ケア児及びその保護者等との情報交換や関係機関との連携を推進し、当事者が活用しやすく、当事者の想いの詰まったガイドブックとなるよう調整を図る。（以下、参考資料）



(3) オブザーバーの参画について

- ・ 医療的ケア児の保護者、関係者
- ・ 医療的ケア児等コーディネータ
- ・ 主任相談支援専門員
- ・ 療育支援課療育支援担当
- ・ 障害者福祉課計画担当

部会名 地域移行部会

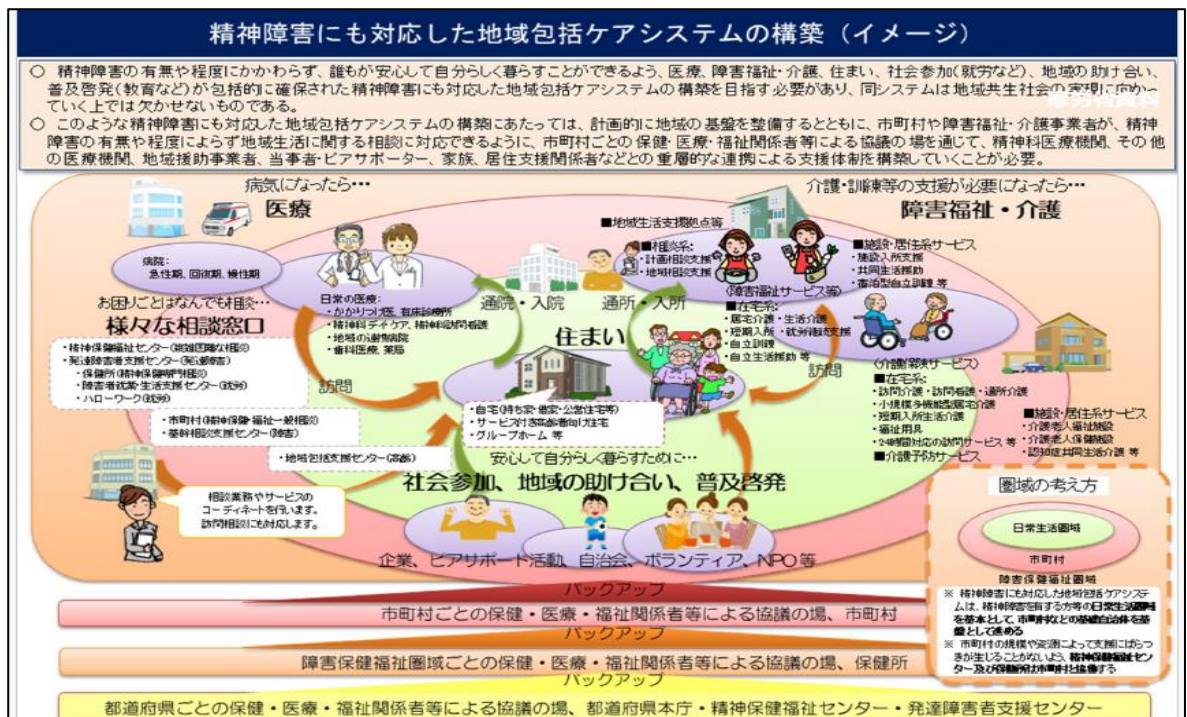
(1) 地域移行支援事例に係る共有及び意見交換

地域移行支援の実践に係る課題の抽出等を目的として、精神科病院からの退院支援事例について意見交換等を実施する。なお、抽出された課題等については「にも包括に係る協議」との関連性をもって、改善・解消を図っていく。

(2) 「にも包括」に係る協議

「にも包括」の構築に関して、認識の共有を図り、段階的に協議を進めていくこととする。（以下、主な協議事項）

- ・「どのような川越を目指すか」「どのような川越にしたいのか」という理念及びビジョンの設定と共有
- ・「にも包括」の構成要素、視点などの共有
- ・現状把握、阻害要因の特定、取組み・数値目標の設定、評価



(3) オブザーバーの参画について

- ・市内精神科病院相談員
- ・主任相談支援専門員
- ・保健予防課精神保健担当
- ・障害者福祉課計画担当

川越市地域自立支援協議会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づき設置する川越市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 協議会は、次に掲げる者のうちから20人以内を委員として実施する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉団体関係者
- (3) 障害者団体関係者
- (4) 民間事業者関係者
- (5) 関係行政機関職員
- (6) 市職員

(委員を依頼する期間)

第3条 委員を依頼する期間は2年以内とし、期間の更新を妨げない。また、委員が欠けた場合における補欠委員の期間は、前委員の残任期間とする。

(座長)

第4条 協議会に、会議の進行役として座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

(会議)

第5条 協議会は、川越市障害者総合相談支援センター所長が招集する。

- 2 協議会は、地域における障害福祉に関する現状を把握するため、業務委託により実施する川越市障害者等相談支援事業に従事する相談支援専門員（以下「委託相談支援専門員」という。）及び必要と認める関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 協議会は、協議会から託された専門の事項を協議するため、部会を置くことができる。

- 2 部会の構成員は、協議会委員及び委託相談支援専門員とする。
- 3 部会に、会議の進行役として部会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

(秘密の保持)

第7条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後も、また、同様とする。

(報償金)

第8条 協議会1回あたりの報償金の額は、次の各号のとおりとする。

(1) 座長 8,000円

(2) 委員 6,900円

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、川越市障害者総合相談支援センターにおいて処理する。

(会議録の公表)

第10条 協議会及び部会の会議録及び会議資料は、個人情報等が含まれているものを除き、公表するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成27年3月27日市長決裁)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 川越市地域自立支援協議会設置要綱(平成18年9月27日決裁)は、廃止する。

附 則 (平成30年3月22日市長決裁)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年6月5日市長決裁)

この要綱は、令和2年6月8日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日市長決裁)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

川越市地域自立支援協議会（イメージ図）

川越市障害者施策審議会 ○施策化や計画化

全体会 年２回 委員２０人以内（期間２年以内）
事務局：障害者総合相談支援センター

座長・部会長会議 随時（運営会議） ○部会間調整等

仕事・活動部会
委員５名 年２～３回
○就労支援体制に係る協議
○余暇活動の推進に係る協議

まちづくり部会
委員５名 年２～３回
○相談支援体制に係る協議
○権利擁護（虐待防止）に係る協議

こども部会
委員５名 年２～３回
○障害児の支援に係る協議
○医療的ケア児の支援に係る協議

地域移行部会
委員５名 年２～３回
○精神障害者の地域移行等に係る協議
○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに係る協議

委託相談支援事業者・関係者

地 域 課 題

委託相談支援事業者・指定特定相談支援事業者

個別支援会議・相談支援連絡会 等

【目的】 川越市地域自立支援協議会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。）第８９条の３の規定に基づき、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う場として設置されています。

【委員】 協議会は、学識経験者、障害者団体関係者など２０人以内の委員で構成されています。